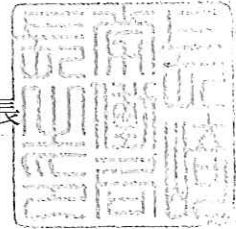


長崎労発基第1438号

平成25年 8月21日

建設業労働災害防止協会
長 崎 県 支 部 長 殿

厚生労働省長崎労働局長



熱中症予防対策の徹底について（要請）

労働災害防止対策をはじめ労働者の健康障害防止など労働行政の推進につきましては、日頃より格段のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、平成25年6月5日付け長崎労発基第1051号「平成25年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について」により、猛暑日における作業の中止や水分・塩分の補給状況の確認など、重点的な熱中症予防対策等の推進をお願いしてきたところです。

今夏は高温・多湿で熱中症発生の危険性が特に高い状態が続いており、消防庁発表の速報によれば5月末から8月4日までの熱中症による救急搬送は、長崎県内においても394件に達しています。また、新聞・テレビ等で連日「熱中症による死亡事故」のニュースが報道されるなど、熱中症の予防は喫緊の課題となっています。

この様な中、長崎県ではこれまで8年間、労働者が作業中に熱中症で命を落とす事例はありませんでしたが、今年は7月10日の農業に続き、8月8日には建設現場においても熱中症の疑いによる死亡災害が発生しました。

特に屋外での作業においては、8月中旬以降も熱中症発生の危険性が高い状態が続くことが予測されることから、別紙『熱中症予防対策の徹底を！』『熱中症を防ごう！』を配布する等により、猛暑日における作業の中止や水分・塩分の補給状況の確認等について、貴団体の会員事業場に対して改めて注意喚起を行うなど、熱中症予防対策等の更なる徹底を早急に図るようお願い申し上げます。